

(社) 日本塑性加工学会 北関東・信越支部規則

第1条 (名 称)

当支部は日本塑性加工学会（以下 本会という）北関東・信越支部と称する。

第2条 (所在地)

当支部の事務所は北関東・信越地区（群馬県，埼玉県，栃木県，長野県，新潟県）内に置く。

第3条 (支部の組織)

当支部は北関東ブロック（群馬県，埼玉県，栃木県），長野ブロック（長野県），新潟ブロック（新潟県）の3地域ブロックで構成する。

第4条 (目 的)

当支部は本会定款第4条に沿い，支部会員の学会活動を盛んにして，相互の親睦と塑性加工に関する学問・技術の普及・発展をはかることを目的とする。

第5条 (会員)

当支部は群馬県，埼玉県，栃木県，長野県，新潟県に勤務先のある本会会員をもって当支部会員とする。

第6条 (役員および役員の選出)

1. 当支部に次の役員を置く。
 - 支部長 1名
 - 幹事 30名以内（うち各ブロックに総務1名，会計1名，企画1名以上の合計9名以上の常務幹事を置く）
 - 支部監事 3名以内
 - 商議員（支部長，幹事，支部監事を含む）20名以上，60名以内
2. 商議員は支部会員の互選によって決める。
3. 支部長，幹事および支部監事は商議員の互選によって決める。

第7条 (役員の任務および任期)

1. 支部長は支部を代表し，会務を総括する。
2. 商議員は支部長の諮問に応じ，重要な会務を商議する。
3. 幹事は支部長を補佐し，会務を処理する。
4. 常務幹事は日常の業務を分掌し，これを執行する。
5. 支部監事は支部の会計と業務を監査する。
6. 役員の任期は2年（支部総会の日から2年後の支部総会の日まで）とする。
7. 商議員に欠員のある場合は，幹事会の承認をもって次の支部総会までの間，臨時に商議員を補充することができる。

第8条 (総会)

1. 支部総会は毎年1回支部長が招集する。そのほか必要に応じ，支部長は臨時支部総会を招集することができる。
2. 支部総会では次の事項を審議し議決する。
 - (1) 事業報告および決算報告
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 支部規則の改正
 - (4) その他商議員会が必要と認めた事項

3. 支部総会は支部会員の5分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ、その議事を開き議決することができない。

第9条（商議員会）

商議員会は、必要に応じて支部長が招集し、次の事項を商議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 商議員候補者の推薦
- (3) 支部長、幹事および支部監事の選出
- (4) その他支部運営上の重要事項

第10条（幹事会）

幹事会は、支部長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の企画
- (2) 商議員会に提出する議案
- (3) その他会務の遂行上必要な事項

第11条（若手会員の集う会）

若手会員の増強とその活動の活性化を図るため、支部会員のうち原則として40才未満の会員により構成される若手会員の集う会を設ける。

幹事会は、若手会員の集う会の活動への予算措置を講じるとともに、必要に応じて助言・協力をする。若手会員の集う会の規則は別に定める。

第12条（議事録および報告）

1. 支部総会、商議員会および幹事会の議事は議事録に記録して保存する。
2. 支部長は支部役員を選任、支部規則の改正、各事業年度の事業計画および収支予算、事業報告および収支決算、その他重要な議決について、そのつど本会会長に報告する。

第13条（事業年度・会計年度）

当支部の事業年度・会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条（会計）

当支部の経費は本部からの補助金、事業に伴う収入、寄付金およびその他の収入でまかなう。

第15条（規則の変更）

本規則を変更しようとするときは、支部総会の議決を経て本会理事会の承認を得なければならない。

第16条（補則）

1. 本規則に定めのない事項は本会定款に準じるものとする。
2. 本規則の運用ならびに当支部の運営に必要な申し合わせ事項は商議員会で定める。

付則 本規則は理事会の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

以上